

公 告

香美市制限付一般競争入札実施要綱(平成21年香美市告示第83号。以下「実施要綱」という。)の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札を行いますので、実施要綱第4条及び香美市契約規則(平成18年香美市規則第53号)第5条の規定により公告します。

令和6年4月19日

香美市長 依光 晃一郎

記

第1 入札に付する事項

1	工 事 名	令和6年度 県道香北赤岡線緊急応急工事に伴う配水管布設替工事
2	工 事 場 所	香美市 香北町 西川甲
3	工 事 概 要	施工延長 L=35.3m 配水管 HPPE φ 100 L=31.1m 排水管 HIVP φ 50 L=4.2m
4	完 成 期 限	工事日数 110日
5	予 定 価 格	事後公表
6	最低制限価格	事後公表

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 本市の令和6年度建設工事一般競争入札参加資格を有する者で、水道施設工事に關し、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者であること。
- 2 香美市内に建設業法第3条第1項の許可を受けている営業所(本社又は支店若しくは建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条で定めるこれに準ずるもの)を有する者で、香美市水道施設工事の等級がAまたはBであり、水道施設の経審平均完成工事高があること。
- 3 次の要件を満たす者を、当該工事の主任技術者として配置できること。
 - (1) この公告以前に申請者に採用され、引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。
 - (2) 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たすものであること。
- 4 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5 この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、本市から指名停止措置(指名回避を含む。)を受けていない者であること。

第3 契約条項を示す場所 香美市役所 3階 管財課

第4 入札参加資格確認申請書

当該工事の入札に参加しようとする者は、次の受付期間内に制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。申請書を提出していない場合は、入札に参加することができない。

なお、申請書の提出にあたっては、郵送又は持参により行うものとする。

提出後、管財課受付印押印済の申請書の写しを受け取ること。(郵送による提出の場合は、後日管財課より写しを送付する。)

- 1 受付期間 この公告の日から 令和6年4月26日(金) まで
(土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。期間については以下同じ。)
午前9時～午後5時(正午～午後1時までを除く。)

- 2 提出場所 香美市役所3階管財課
3 その他 申請書の取下げは 令和6年5月1日(水) 午後5時までに
入札参加資格確認申請取下げ書(様式第4号)を提出すること。

第5 入札参加資格の喪失

申請書受付後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

- 1 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- 2 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第6 設計図書について

1 設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から香美市ホームページの管財課契約班の欄で閲覧することができる。
閲覧所での閲覧及び貸出は行いませんので、ご注意ください。

2 設計図書に対する質疑

設計図書の内容について質問がある場合は、質疑書(様式は、香美市ホームページの管財課契約班に掲載有)により、持参、FAX又は電子メールにより提出すること。

なお、FAX又は電子メールにより提出する場合、管財課契約班に電話により受信確認を行うこと。

受付日時 閲覧日 から 令和6年4月26日(金) 午後 4 時まで
受付場所 香美市役所管財課
(FAX 0887-53-5958) (電子メール keiyaku@city.kami.lg.jp)
(電話 0887-53-3113)

3 設計図書に対する回答

質疑に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧日時 令和6年5月1日(水) (ただし、回答でき次第、閲覧できます。)
閲覧場所 香美市役所 管財課閲覧所・香美市ホームページの管財課契約班に掲載いたします。

第7 入札及び開札の日時及び場所

- 1 入札日時 令和6年5月2日(木) 午前 10時00分
- 2 入札場所 香美市役所本庁舎3階会議室
ただし、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

第8 入札保証金

免除する。

第9 入札方法等

- 1 郵送による入札は、認めない。
- 2 当該工事の入札に際しては、管財課受付印押印済の申請書の写しを提示すること。
同書の提示がない場合は、当該工事の入札に参加することができないことがある
- 3 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第10 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行なった入札、香美市契約規則第20条の

規定に該当する入札又は香美市競争入札心得(以下「入札心得」という。)
第9条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
※入札時に工事内訳書の提出が必要です。

第11 落札予定者の決定方法

- 1 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者を落札予定者と決定する。
- 2 落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札予定者を決定する。

第12 資格審査

落札予定者は、資格審査に必要な書類を次のとおり提出しなければならない。
提出がない場合、また、審査の結果、当該落札予定者に資格がないと認めた場合は、次順位の者が提出しなければならない。この場合において、提出書類、期日及び場所については、次順位の者に対し管財課が別途連絡するものとする。

提出書類	同工種工事の施工実績(様式第2号)・配置予定技術者名簿(様式第3号)
提出期限	契約締結期限まで
提出場所	香美市役所 3階 管財課

第13 落札者の決定

資格審査の結果、資格があると認めたときは、その者を落札者として決定するものとする。

第14 契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- 1 契約保証金
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第15 契約締結期限

落札決定日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。

第16 その他

- 1 第4の入札参加資格確認申請を行った者が無い等、入札参加者が無くなった場合には、入札を行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは、入札を行う。
- 2 当該工事の申請書を受理されなかった者は、当該入札に参加できない。
- 3 入札執行回数は、3回とする。
- 4 入札参加者は、あらかじめ入札心得を承知すること。
- 5 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 6 落札者は、申請書に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。なお、配置予定技術者は実際の施工に当たって、原則として変更することができない。
また、落札者が申請書に記載した配置予定の技術者を配置できないときは、落札決定を取り消すことがある。
- 7 この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- 8 現場代理人の兼務について
現場代理人の兼務を認める。ただし対象となる工事は香美市発注工事における現場代理人の兼務に関する取扱要領、第2条に定めている工事とし、第3条の要件を満たす場合とする。